

指導検査基準（指定障害児相談支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「厚労令 29」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

「平 24 厚労告 126」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）

「平 27 厚労告 181」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 181 号）

「平 24 厚労告 225」＝指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

「障発 0330 第 23 通知」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号）

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
第 1 基本方針	<p>(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、区、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>児福法第 24 条の 30</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 1 項</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 2 項</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 3 項</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 4 項</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 5 項</p> <p>厚労令 29 第 2 条第 6 項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を1人以上置いているか。</p> <p>（ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差支えない。）</p> <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数）が35又はその端数を増すごとに1としているか。</p> <p>(3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値としているか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差支えない。）</p>	<p>児福法第24条の31第1項</p> <p>厚労令29第3条 障発0330第23通知 第二1(1) 平24厚労告225 障発0330第23通知 第二1(1)</p> <p>厚労令29第3条第2項</p> <p>厚労令29第3条第3項</p> <p>厚労令29第4条 障発0330第23通知 第二1(2)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ウ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 エ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 オ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 なお、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>(3) モニタリング結果について、以下の場合に区に報告しているか。 ア 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合 イ 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ウ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 エ その他必要な場合</p>	<p>児福法第 24 条の 31 第 2 項</p> <p>厚労令 29 第 5 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2(1)</p> <p>厚労令 29 第 5 条第 2 項 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2(1)</p> <p>厚労令 29 第 6 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2(2)</p> <p>厚労令 29 第 6 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2(2)</p> <p>障発 0330 第 23 通知 第二 2(2)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
3 提供拒否の禁止	<p>指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合。</p> <p>(2) 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。</p> <p>(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合。</p> <p>(4) その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合。</p> <p>等をいう。</p> <p>なお、平 24 厚労告 126 別表の注 10 から注 12 に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定障害児相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケアが必要な障害児又は精神障害を有する障害児の保護者からの利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>厚労令 29 第 7 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2(3)</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令 29 第 8 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2(4)</p>
5 受給資格の確認	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児福法第 6 条の 2 の 2 第 9 項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p> <p>また、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する区が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、区から依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめているか。</p>	<p>厚労令 29 第 9 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2(5)</p>
6 通所給付決定の申請に係る援助	<p>指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 10 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2(6)</p>
7 身分を証する書類の携行	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>また、当該事業所の名称、当該相談支援専門員の氏名の記載があるか。</p>	<p>厚労令 29 第 11 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2(7)</p>
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき児福法第 24 条の 26 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p>	<p>厚労令 29 第 12 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (8) ① 児福法第 24 条の 26 第 2 項 平 24 厚労告 126 別表 平 24 厚労告 128</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
9 利用者負担額に係る管理	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 また、この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 12 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (8) ②</p> <p>厚労令 29 第 12 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (8) ③</p> <p>厚労令 29 第 12 条第 4 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (8) ④</p> <p>厚労令 29 第 13 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (9) 障発 0330 第 16 通知第四の 3 (第二 2(1)⑧準用)</p>
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、8(1)の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 14 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (10) ①</p> <p>厚労令 29 第 14 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (10) ②</p>
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	<p>指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。</p>	<p>厚労令 29 第 15 条第 1 項第 1 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ①</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 1 項第 2 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ②</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
12 障害児支援利用計画の作成等	<p>(1) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように適切な支援内容を検討しているか。</p> <p>(3) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たり、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>(5) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たり、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。</p> <p>(6) 相談支援専門員は、アセスメントに当たり、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(7) 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児福法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>(8) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>(9) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 1 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ③</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 2 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ④</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 3 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑤</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 4 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑥</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 5 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑦</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 6 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑧</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 7 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑨</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 8 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑩</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 9 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑪</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	<p>(10) 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(11) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>(12) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(13) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>(14) 相談支援専門員は、モニタリングに当たり、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、児福法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省で定める（モニタリング）期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>(15) 障害児支援利用計画を変更した際に、(1) から (7) まで及び (10) から (12) までに準じて取り扱っているか。</p> <p>(16) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(17) 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 10 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑫</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 11 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑬</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 2 項第 12 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑭</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 3 項第 1 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑮</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 3 項第 2 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑯</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 3 項第 3 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑰</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 3 項第 4 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ⑱</p> <p>厚労令 29 第 15 条第 3 項第 5 号 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (11) ㉑</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令 29 第 16 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2（12）
14 障害児相談支援対象保護者に関する区への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	厚労令 29 第 17 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2（13）
15 管理者の責務	<p>（1）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>（2）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第 1 から第 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 18 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2（14）</p> <p>厚労令 29 第 18 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2（14）</p>
16 運営規程	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針 （2）従業者の職種、員数及び職務の内容 （3）営業日及び営業時間 （4）指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 （5）通常の事業の実施地域 （6）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 （7）虐待の防止のための措置に関する事項 （8）その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、その必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。）</p>	<p>厚労令 29 第 19 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2（15）</p> <p>「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号通知）</p> <p>「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）</p> <p>「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
17 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。 (ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 また、研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 20 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (16) ①</p> <p>厚労令 29 第 20 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (16) ②</p> <p>厚労令 29 第 20 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (16) ③</p>
18 設備及び備品等	<p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可)</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか(ただし、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。)</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。)</p>	<p>厚労令 29 第 21 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (17)</p>
19 衛生管理等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>厚労令 29 第 22 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (18)</p> <p>厚労令 29 第 22 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (18)</p>
20 掲示等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表(ホームページによる掲載等)に努めているか。 なお、体制整備加算に関する事項については、(1)による事業所内の掲示だけではなく、公表をしているか。</p>	<p>厚労令 29 第 23 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (19) ①</p> <p>厚労令 29 第 23 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (19) ②</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
21 秘密保持等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令 29 第 24 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (20) ①</p> <p>厚労令 29 第 24 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (20) ②</p> <p>厚労令 29 第 24 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (20) ③</p>
22 広告	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいないか。</p>	<p>厚労令 29 第 25 条</p>
23 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>厚労令 29 第 26 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (21) ①</p> <p>厚労令 29 第 26 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (21) ②</p> <p>厚労令 29 第 26 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (21) ③</p>
24 苦情解決	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ①</p> <p>厚労令 29 第 27 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ②</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
25 事故発生時の対応	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第 24 条の 34 第 1 項の規定により区長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力するとともに、区長から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ③</p>
	<p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 4 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ③</p>
	<p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福第 57 条の 3 の 3 第 4 項の規定により都知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力するとともに、都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 5 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ③</p>
	<p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都知事、区又は区長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都知事又は区長に報告しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 6 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ③</p>
	<p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 27 条第 7 項 社会福祉法第 83 条、第 85 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (22) ④</p>
	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都、区、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令 29 第 28 条第 1 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (23) ①、③</p>
	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 28 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (23)</p>
	<p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>厚労令 29 第 28 条第 3 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (23) ②</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
26 会計の区分	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>厚労令 29 第 29 条 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (24)</p>
27 記録の整備	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 12 の (13) に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>（ア）障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</p> <p>（イ）アセスメントの記録</p> <p>（ウ）サービス担当者会議等の記録</p> <p>（エ）モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 14 に規定する区への通知に係る記録</p> <p>エ 24 の (2) に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 25 の (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令 29 第 30 条第 1 項</p> <p>厚労令 29 第 30 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (25)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
<p>第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 障害児相談支援費</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平24厚労告126の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 障害児支援利用援助費(Ⅰ) 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>イ 障害児支援利用援助費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>イ 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者が、第3の12(6)（準用する場合を含む。）、(8)、(9)若しくは(10)から(12)まで（準用する場合を含む。）又は(14)に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害時利用援助を行った場合には、指定障害児支援利用援助に係る所定単位数を算定していないか。</p>	<p>児福法第24条の26第2項</p> <p>平24厚労告126の一</p> <p>平24厚労告126の二</p> <p>平24厚労告126別表の1の注1</p> <p>障発0330第16通知第四の1(2)</p> <p>平24厚労告126別表の1の注2 障発0330第16通知第四の1(4)</p> <p>平24厚労告126別表の1の注2(2)</p> <p>平24厚労告126別表の1の注3 厚労令29第15条第2項、第3項</p> <p>平24厚労告126別表の1の注4 障発0330第16通知第四の1(5)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
	<p>(5) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（(3) に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。なお、通常の実施地域を越えてサービス提供をした場合で、この加算を算定した場合にも、交通費の支払を受けていないか。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 1 の注 5 障発 0330 第 16 通知第四の 2 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 233 号）</p>
<p>3 利用者負担上限額管理加算</p>	<p>指定障害児相談支援事業者が、第 3 の 9 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 2 注 障発 0330 第 16 通知第四の 3</p>
<p>4 初回加算</p>	<p>指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>(2) 障害児支援利用計画を作成する月の前 6 月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 3 注 平 27 厚労告 181 の一 障発 0330 第 16 通知第四の 4</p>
<p>5 特定事業所加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。）</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 特定事業所加算(I) 500 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。</p> <p>イ 障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>ウ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>エ 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>オ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。</p> <p>カ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>キ 第 5 の 2 (2) に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が 40 未満であること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 4 注 障発 0330 第 16 通知第四の 5</p> <p>平 27 厚労告 181 の二のイ 障発 0330 第 16 通知第四の 5(3)① 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件」（平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 116 号）</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
6 入院時情報連携加算	<p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 400 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア (1) のイ、ウ、オ、カ及びキの基準に適合すること。 イ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 300 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア (1) のイ、ウ、オ、カ及びキの基準に適合すること。 イ (2) のウの基準に適合すること。 ウ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 150 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア (1) のイ、オ、カ及びキの基準に適合すること。 イ (2) のウの基準に適合すること。 ウ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>障害児通所支援を利用する障害児が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。）</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 (1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 (2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位 (1) 以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>平 27 厚労告 181 の二のロ 障発 0330 第 16 通知 第四の 5(3)②</p> <p>平 27 厚労告 181 の二のハ 障発 0330 第 16 通知 第四の 5(3)③</p> <p>平 27 厚労告 181 の二のニ 障発 0330 第 16 通知 第四の 5(3)④</p> <p>平 24 厚労告 126 別表の 5 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 6</p> <p>平 27 厚労告 181 の三</p>
7 退院・退所加算	<p>児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事施設、少年院若しくは更生保護施設に収容されていた障害児又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 6 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 7</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
8 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>第1の(3)に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。（4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 7 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 8</p>
9 サービス担当者会議実施加算	<p>指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、第3の12(10)に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同(10)に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 8 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 9</p>
10 サービス提供時モニタリング加算	<p>指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか（ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。）。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 9 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 10</p>
11 行動障害支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>(2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 10 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 11 平 27 厚労告 181 の四</p>
12 要医療児者支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>(2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 11 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 12 平 27 厚労告 181 の五</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
13 精神障害者支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 12 注</p> <p>障発 0330 第 16 通知 第四の 13 平 27 厚労告 181 の六</p>
14 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準第3の16に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 13 注</p> <p>障発 0330 第 16 通知 第四の 14</p> <p>平 27 厚労告 181 の七</p>
15 地域体制強化共同支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準第3の16に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表の 14 注 障発 0330 第 16 通知 第四の 15</p> <p>平 27 厚労告 181 の七</p>